

公文書非公開決定通知書

福 指 令 第 5 号

令和6年12月5日

宮部 龍彦 様

下妻市長 菊 池

博



令和6年11月30日付けで公開請求のあった次の公文書については、下妻市情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり公開しないことに決定したので通知します。

1 公文書の名称 又は内容	部落解放愛する会茨城県連合会発行の『荊棘』
2 公開をしない 理由	下妻市情報公開条例第2条第2項第1号該当
3 担 当 課	保健福祉部 福祉課 電話番号 0296-43-2111 (内線) 1711

(不服申立てに係る教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、下妻市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内(この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。)に、下妻市を被告として(訴訟において下妻市を代表する者は、下妻市長となります。)、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき(この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき)は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別 紙

宮部 龍彦 様

部落解放愛する会茨城県連合会発行の機関紙「荊棘」の購入を希望
する場合は、部落解放愛する会茨城県連合会（TEL 0296-30-0700）
までお問い合わせください。

下妻市保健福祉部福祉課人権推進室 湯本